

加倉地区 地域計画だより

令和5年6月 第2号
浪江町役場・農業委員会
加倉生産組合

そろそろ梅雨入りも近いようですが、皆様にはお健やかに暮らしのことと存じます。また日頃から町の農業行政にご理解賜りありがとうございます。

国の新たな制度で、令和5年度・6年度の2年間で「地域計画」を各地域で策定していくことになりました。策定にあたっては、町・双葉農業普及所・農業委員会・福島県農業振興公社・JA・官民合同チームなどが、引続き地域をサポートしていきます。

将来的には農地バンクに農地所有者様が農地を貸して、農地バンクが担い手に貸すという仕組みを取入れていく手段もあります。おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るか。」など、担い手農業者・農業後継者・農地所有者・地域の方々も交えて、地域農業の将来について皆様との話し合いを本格的に始めていこうと町として考えているところです。皆様の意向を是非とも町へお聞かせ下さい。よろしく願いいたします。



浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

1 地域計画とは

玉ねぎ収穫



◆全国で農業者の高齢化や担い手・後継者不足等で不耕作農地が増加しています。浪江町でも例外ではなく、地域の農業をどのように維持・発展していくかを決めていくのが『**地域計画**』です。



「地域計画」は国の新たな制度で令和6年度までに策定する必要があります。

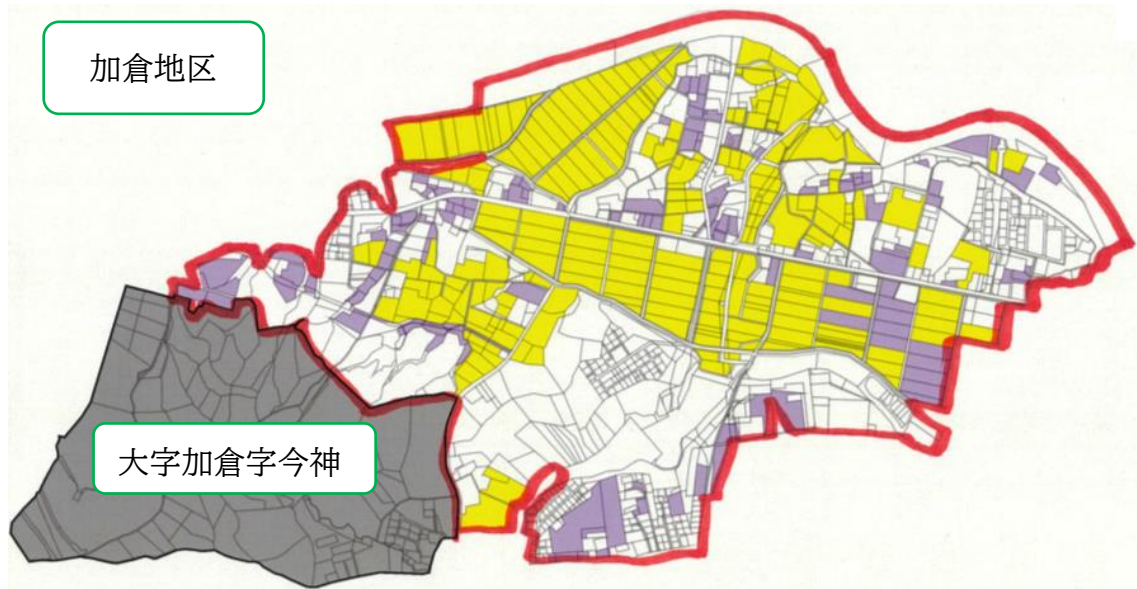
地域の皆様が一体となって話し合い、地域計画を策定します。

- ▶おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るのか」を決めます。
- ▶農地所有者様の意向を確認し、担い手の掘り起こしを行います。

- ◇地域計画策定は、令和6年度まで関係機関(浪江町・農業委員会・双葉農業普及所・福島県農業振興公社)等がお手伝いできます。
- ◇現在行っている管理耕作は、営農再開を目的とした補助事業のため、事業終了後(令和8年度以降の見込み)は誰かが営農していく必要があります。
- ◇また管理耕作をしていなかった農地や担い手の決まらない農地は、農地所有者が自ら耕作・維持管理する必要があります。

2 加倉地区「地域計画」進捗状況について

◆令和4年6月に『加倉地区 人・農地プランだより 第1号』を、農地所有者様へ発行しました。その一部が下記の通りです。



◎地域計画のエリアは赤線で囲まれている区域内の農地:60.4ha(R3時点)

※大字加倉字今神は、田尻地区で農地管理している為含みません。

■ 令和7年度までに、加倉生産組合の作付計画がある農地:43ha(R3時点)

■ 今後所有者の意向を確認する必要がある農地:17.4ha(R3時点)

■ …うす紫色の「今後所有者の意向を確認する必要がある農地:17.4ha」を所有している方々へ、令和4年12月に意向調査票を発送しました。

■ (発送数)54名、(回答数)54通、(回答率)100%

≪回答結果まとめ≫

- ▶自分で耕作・維持管理していく
- ▶そのまま・太陽光検討・農地として活用しない など
- ▶貸したい…8ha

≪貸したい意向のある農地所有者様へ≫

- ▶貸したい農地は…全部?それとも一部?
- ▶相手に求める条件は…浪江町内の農業者?それとも外部法人?加倉生産組合? など

❀❀お電話でお話し、皆様のお気持ちを確認させて頂きました❀❀

つづきはこちら

▶貸したい意向のある農地(場所)、確認した詳細情報等を関係者で共有し、新たな担い手(浪江町内農業者・外部法人・個人など)探し継続中。



加倉地区

農地の場所
確認と説明

大字加倉字今神

この農地を借りたい参入希望法人:赤塚建設(株)と加倉生産組合長、農地所有者様と関係者等合わせて20名で「顔合わせ」を行いました。



AKAKEN

赤塚建設株式会社

説明の様子



会社概要説明
赤塚 篤代表

会社概要

会社名	赤塚建設株式会社
代表取締役	赤塚 篤
所在地	いわき市平上荒川字長尾74-8
TEL	0246-88-9650
FAX	0246-88-9670
URL	www.akatsuka-kensetsu.co.jp
設立	昭和54年2月
資本金	5,000万円
従業員数	18人
事業内容	総合建設業
主な取引先	民間企業・公共事業

会社沿革

昭和54年	総合建設業(一般)として設立
平成17年	特定建設業の許可取得 資本金を2,000万円に増資
	設計部門を一級建築士事務所として登録
平成27年	創業者死去に伴い代表者を変更
	いわき市優良建設工事を受賞 災害公営住宅薄磯団地新築工事 堀江工業・赤塚建設JV
令和2年	資本金を5,000万円に増資
令和3年	農業事業(牧草委託栽培)開始

◎会社概要のほか・農業参入した経緯と現状について・今後の営農計画について説明頂き、直接農地所有者様との意見交換を行いました。その結果、借りる合意が取れました。

3 農地所有者の皆様

◎貸したい意向を示しても、担い手が見つかる確約はできません。様々なご事情があるかと思いますが、まずはどんな些細なことでも構いませんので、そのお気持ちを関係者へ共有いただけますと幸いです。

◆◇地域計画を策定することにより◇◆

- ①担い手が決まることにより地域の不耕作農地が解消し、良好な営農環境が維持されます。
- ②農地所有者様の意向を把握することで農地の貸し借りがスムーズに行えます。
- ③農地の貸し借りを農地バンクに任せることにより、複雑な手続きが軽減されます。

✿各地区から関係者へ頂いた皆様の声をご紹介します✿

- ▶農地は自分で耕作するのが基本だけど、誰かに貸したい
- ▶農地を借りたいけど、誰が所有者なのかわからない
- ▶隣の不耕作地から自分の農地に雑草の種が飛んでくる
- ▶もっと農地を借りたい気持ちはあるが、現時点では限界だ
- ▶故郷を思い、仲間達で地域内の耕作を始めたが、継続して営農できるか心配
- ▶農地は所有者が耕作・維持管理するのが基本。最低限草刈りをする等、対応が難しい場合は外部へ委託する手段もある。



農地所有者様と地域の関係者が一体となって話し合うことが大切です。

✿浪江町役場 農林水産課(農政係)

☎ 0240-34-0245

✿浪江町 農業委員会事務局

☎ 0240-23-5706

✿福島県農業振興公社(浪江町役場3階駐在)

☎ 0240-34-0246

(携帯)070-8688-9530

(携帯)070-8688-9529



✿お気軽にお問い合わせ・ご意見をお寄せ下さい✿

